

別表第三(第十二条、第十八条関係)

特 定 計 量 器	有効期間
一 質量計 イ 自動はかり(口に掲げるものを除く。) ロ 法第二百二十七条第一項の指定を受けた者が当該適正計量管理事業所において使用する自動はかり	二年 六年
二 積算体積計 イ 水道メーター ロ 温水メーター ハ 燃料油メーター(第四十条第三号に掲げるものを除く。) (1) 自動車の燃料タンク等に燃料油を充てんするための機構を有するものであって、給油取扱所に設置するもの (2) (1)に掲げるもの以外のもの ニ 液化石油ガスメーター ホ ガスメーター (1) 計ることができるガスの総発熱量が一立方メートルにつき九十メガジュール未満であって、使用最大流量が十六立方メートル毎時以下のもの(前金装置を有するものを除く。) (2) 計ることができるガスの総発熱量が一立方メートルにつき九十メガジュール以上であって、使用最大流量が六立方メートル毎時以下のもの(前金装置を有するものを除く。) (3) (1)又は(2)に掲げるもの以外のもの 三 積算熱量計	八年 八年 七年 五年 四年 十年 十年 七年 八年
四 最大需要電力計 イ 電子式のもの ロ イに掲げるもの以外のもの	七年 五年
五 電力量計 イ 定格電圧が三百ボルト以下の電力量計(変成器とともに使用されるもの及びロ(2)に掲げるものを除く。) ロ 定格電圧が三百ボルト以下の電力量計のうち、次に掲げるもの (1) 定格一次電流が百二十アンペア以下の変流器とともに使用されるもの(定格一次電圧が三百ボルトを超える変圧器とともに使用されるものを除く。) (2) 定格電流が二十アンペア又は六十アンペアのもの(電子式のものを除く。) (3) 電子式のもの(イ及び(1)に掲げるものを除く。) ハ イ又はロに掲げるもの以外のもの	十年 七年 五年
六 無効電力量計 イ 電子式のもの ロ イに掲げるもの以外のもの	七年 五年
七 照度計	二年
八 騒音計	五年
九 振動レベル計	六年
十 濃度計 イ ガラス電極式水素イオン濃度検出器 ロ ガラス電極式水素イオン濃度指示計 ハ イ又はロに掲げるもの及び酒精度浮ひょう以外のもの	二年 六年 八年